（租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予の申請書類）

第六条の九　［略］

２　政令第三十五条の四の二第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一　略］

二　法第七十二条の五十七の二第一項に規定する事業税額が、租税特別措置法第四十条の三の三第二十二項第一号（同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得に基づき課されたものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等（法第七十二条の五十七の二第一項に規定する条約相手国等をいう。）との間の相互協議（同項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象であることを明らかにする書類

［三　略］

（法第百四十四条の六十第一項の総務省令で定める道路）

第八条の五十四　法第百四十四条の六十第一項に規定する総務省令で定める道路は、第九条の九に定める道路とする。

（法人の都民税に係る申告書等の様式）

第十条の二　法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
㈠　確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書（法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項及び第四項の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の申告書）	第六号様式又は第六号様式（その２）（別表一から別表四の三まで）
［㈡　略］	［略］
㈢　予定申告書及びこれに係る修正申告書（法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項及び第二項の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の申告書）	第六号の三様式又は第六号の三様式（その２）（第六号様式別表四の三）
［㈣～㈦　略］	［略］

［２・３　略］

（特定書面等地方税関係申告等及び特定地方税関係申告等）

第二十四条の三十九　法第七百四十七条の二第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるもののうち、地方税関係法令（同項に規定する地方税関係法令をいう。以下この条及び次条において同じ。）の規定により書面等（法第七百四十七条の二第一項に規定する書面等をいう。以下この条及び次条において同じ。）により行うことその他の方法が規定されているものとする。

［一～六　略］

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予の申請書類）

第六条の九　［同上］

２　［同上］

［一　同上］

二　法第七十二条の五十七の二第一項に規定する事業税額が、租税特別措置法第四十条の三の三第十六項第一号（同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得に基づき課されたものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等（法第七十二条の五十七の二第一項に規定する条約相手国等をいう。）との間の相互協議（同項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象であることを明らかにする書類

［三　同上］

（法第百四十四条の六十第一項の総務省令で定める道路）

第八条の五十四　法第百四十四条の六十第一項に規定する総務省令で定める道路は、第八条の二十一に定める道路とする。

（法人の都民税に係る申告書等の様式）

第十条の二　法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
㈠　確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書（法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項及び第四項の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の申告書）	第六号様式（別表一から別表四の三まで）
［㈡　同上］	［同上］
㈢　予定申告書及びこれに係る修正申告書（法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項及び第二項の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の申告書）	第六号の三様式（第六号様式別表四の三）
［㈣～㈦　同上］	［同上］

［２・３　同上］

（特定書面等地方税関係申告等及び特定地方税関係申告等）

第二十四条の三十九　［同上］

［一～六　同上］